

## 翻訳と註解 カール・ボーズル 自由と不自由<sup>1)</sup>

### —中世期ドイツとフランスにおける下層民の進展—

森 義信\*

#### 要 約

「自由と不自由」という対概念は、古代・中世の西欧社会を理解する上で、極めて重要である。中世の法史料には「自由人」を意味する *ingenuus*, *liber* あるいは *freier Bauer* などの呼称が見出される。また、11世紀のある叙述史料には、①貴族的な古来の自由、②国王の守護のもとにある自由、③生命とのみ引き替えにするという自由、④意志決定の自由が見出される。①は社会的な自由、②は政治秩序における一定の自由を示していると同時に、③と④は理念的な自由を示していると解釈される。

草創期のフランク王権は、国境域に入植した軍事的植民者に自由を与えた。K. ボーズルは、かれらを「国王自由人」と呼び、かれらの自由を上記の②と似たようなものと見なしている。国王自由人は、しかし、国境を防衛しなければならなかったため、自由に移動することは許されなかった。かれらは9、10世紀になると、教会や修道院への自己托身の結果、荘園領民の地位に没落した。

他方、中世の史料は不自由な従属民を *servus*, *mancipium*, *ancilla*, *famulus*, *collibertus*, *proprius de corpore*, *Eigenmann*, *Knecht*, *Schalk* などの多様な呼称で呼んでいた。かれらのあいだには、社会的に見て大きな差異があったはずである。土地を持たない不自由民は、主人に対して不定量の奉仕を義務づけられていたが、ボーズルによれば、中世盛期になると、かれらは課された職務、例えば開墾活動や使者役・運搬賦役の遂行の結果、自由をもつことを許されたとされる。さらに荘園領主のもとを離脱して国王都市に逃げ込んだ奴僕も、一年と一日の後、自由市民と認められた。このように、不自由民大衆は総じて社会的に上昇することができたのである。もちろん、その自由は上記①のごとき無制約ではなく、「不自由な自由」あるいは「自由な不自由」と形容されるものであった。

ボーズルは、また、このダイナミックな変動の緩急・遅速が近世以降のドイツとフランスの発展、命運を規定した、と主張している。

\*大妻女子大学

## 翻 訳

## [はじめに]

下層民にかんする幅広い知見をもたないかぎり、ドイツとフランスの国民の歴史はそもそも叙述しえず、また中世の社会と国家にかんする歴史記述も欠落の多いものとならざるをえない。加うるに、指導階層たる貴族諸集団にかんしても、基本的な準備作業が既になされているとはいえ、包括的で、諸地域・諸民族を鳥瞰するような進展の歴史は、残念ながらまだ記述されていないと言わなければならない。中世の叙述史料にみられる「ポプルス *populus*」という概念を解釈する必要がある場合、[この概念で] 社会や国家にかかわる具体的な諸観念のうち、いかほどのものが生き生きと捉えられているのか、という問いかけが、遺憾ながら今日なお正当性をもっているように思われる。そのようなわけで、いまこそ中世における人間の内面にかかわる自由の理念、その根源、中世の著作物における自由理念の闡明<sup>マニフェスタチオン</sup>を考察する好機であり、これをなすことが正当かつ重要であることは言うをまたない。我々は今日、とりわけ社会・経済・国家および国民生活の分野における無制約な個人主義が引きおこした深刻な危機を感じるようになってきているばかりか、さらに、かつての[英雄史観] 神話にいまや取って代ろうとしている、(たとえば大衆といった) 抽象概念が歴史を規定する力をもっていることを認識してさえおり、それだけに我々は、自由とか不自由といった概念がある時代、その時々々の発展局面における社会生活・政治生活および精神生活のなかで、いかなる具体的内容を有していたのかを、考察せざるをえないのである。つまり、たとえば8世紀から11世紀、あるいは12/13世紀にかけて、自由と不自由という概念のもとに、理念としても実際においても何が観念されていたのかを、考察せざるをえないのである。この考察にあたっては、聖職者によって書かれた叙述史料とならんで、文書・部族法典・勅令や荘園関係の史料の証言が決定的に重要であり、それらは非常に長い間、身分法ないし経済・政治上の観点からしか分

析されず、社会史の観点からは検討されてこなかったものである。

人間存在に必須の要件としての自由と、編纂された法典において具体性を帯びる、社会や国家が与えた形の自由ないし不自由とが、相互にいかに近接しているものであるかを示している重要な箇所が、11世紀の第2四半期に書かれたヴィポの『皇帝コンラート二世の事績』の第20章にある<sup>2)</sup>。シュヴァーベン太公エルンストは、[封臣らが彼に対して以前に] おこなったレーン制的宣誓を指摘しつつ、国王に敵対する戦闘への援軍を封臣らに要請している。封臣のうち[ニースガウとナゴルトガウの] 二人の伯は、この要請に対して、10世紀のフランスで既にみられたような[国王ないしは国家に対する] 専属的誠実宣誓 *ligisches Treueid* を型通り適用して、(我らを殿にお与えになられた *qui nos vobis dedit*) 国王は[我らが大公に対しておこなった] レーン制的宣誓にあっては例外をなす、と言明している。

我らが、国王や皇帝所属の体僕<sup>ライプアイゲネ セル ヴィ</sup>、不自由民であり、国王によって殿の法(たる荘園法ないし家人法)のもとに譲与せられたるものであれば、我らは殿から離れることは許されないであろう。しかるに我らは「自由人」<sup>フライエ</sup>(リベリ=古自由人、貴族的自由人)であり、我らの自由の、ラント内における(*in terra*)<sup>3)</sup> 最高の守護者(保証人)は我らの王にして皇帝である。それ故に、我らが国王を見捨てるようなことがあれば、一般に言われているように、「良き人 *vir bonus*」が生命とのみ引き換えにするという自由を、我らは喪うことになるであろう<sup>4)</sup>。

伯たちはさらに、正当とは認められない要求のすべてに対しては、次のように対処するであろうと言明している。つまり、伯たちは条件付きで(*conditionaliter*) 太公と関係を結んだのであって、もし不当な要求があれば、自由な意志決定にもとづいて *liberaliter*、かれらは以前の状態に立ち戻るといっているのである。ヴィポのこの箇所では、自由(とその対極にある不自由)が、両義的に、

つまり理念としての意味でも、社会や政治秩序における自由の具体的な存在形態の意味でも、現われている。

## 1 [自由と不自由]

ヴィボからの引用箇所が示しているところによれば、自由身分リベルタスと奴僕身分セルヴィトゥス双方の社会圏と法圏は相容れぬほど対照的であり、両者は両極端にあるものとして際立たされている。本論考の範囲をわかりやすく言い直すために、上述の箇所でセルヴスと言い表わされている下層民にかんする問題をこれと結びつけ、さらにこのセルヴスと、上述の箇所で用いられている意味でのリベルとの中間的階層について問題にしようとするのであれば、予め次のような一般的確認がなされねばならない。つまり、下層民にかかわる幅広い知見をえるのは非常に困難であること、それは、中世社会の下層民のグループが非常に多様で地域ごとに相異しており、しかも種々の進展の局面を経て異なった権利内容と社会的内実を獲得しているからであり、そのみならず、欠落の多い〔下層民にかんする〕史料についての十分な考察がまだなされておらず、とくに史料上の用語は漠然として不確かだからである<sup>5)</sup>。それ故、自由と不自由の本質について些かなりとも価値のあることを述べようとするのであれば、その前に、理論や思弁のうち存在しただけでなく社会的な現実をも表現していたものとしての自由、自由人・不自由民ないし隷属民について一瞥しておくことが得策であろう。そうした試みは、今日では既にフランスはもとよりドイツでもさかんにおこなわれている<sup>6)</sup>が、それは両国における近年の諸研究が、社会・経済・国家・政治生活上の現象として、自由・不自由・隷属の進展を促す諸力、諸形態と諸段階についての理解を深めてきたからにはかならない。

かくして我々は今日初めて、フランスとドイツにおける自由と不自由／隷属の進展史を比較考察できるようになり、そのうえおそらくは両国における国家的な進展の相異から、10～12世紀の社会構造の相異を〔逆に〕推論できるかもしれない。

なぜならば、すくなくとも一考に値すると思われるのだが、12世紀以降のフランスの国王国家としての統一性は、ドイツ王権の微弱な国家形成力とは対照的であり、それは、フランスでは部族の分立がなく、細分化されていた小支配領域の大領域支配への統合が完了していたことに負うところ大であったと考えられるからである。また、このフランスの統一性は、平準化された同質の社会のうえに存立しえたものであり、これはカロリング時代以降250年の長きにわたるプロセス、古い諸階層、とりわけ下層民の根底的な解体や新しい諸階層の融合のプロセスを経た結果だからである。ローマの属州ガリアの地における自由と不自由は、国境域の属州ゲルマーニアや、わけでもローマの支配から自由であった東方の地域における自由と不自由からは、出発点からして異なっていたのである。それ故、このことを、後の時代にみられる東西間の文化的落差の前兆と形容することもでき、ドイツではカロリング時代の強力な分立化が12世紀まで存続し、他方フランスでは、10世紀以降、下層民内部の自由と不自由の対立がドイツに較べてずっと急激に色褪せていったのである。これを手掛りとしてCh. E. ペランは、ドイツの下層民に固有なアルカイックな性格について論じ、その所以をドイツ人の国家・政治・文化上の生活が著しく地方的色彩を帯びている点に求めた。これらすべては、国王による国家統合を困難にしたが、アーデルスヘルンシャフト豪族支配体制には好都合であり、10／11世紀のドイツにおける封建社会を確固たるものとした。他方、フランスでは既に10世紀において、アナルキ豪族支配体制は弱体な国王権力のもとで極端な無政府状態をうんだ。ケニクスフライハイライン河の東岸では、カロリング時代の「国王自由人」が種々の形で深く根づいて存立していたため、身分上閉鎖的な上層支配層のもとに、〔国王自由人という〕いまひとつの強力な社会集団が存続することとなった。

我々はいまここで、下層民のもとにおける身分的な不自由と職務上の「自由な」不自由との差異を取り扱っており、この差異に対応するものを、中世のドイツとフランスの全社会構成のなかに求

めるとすると、それは全き意味での自由と種々のニュアンスの相異をもつ不自由との対照であるが、この場合、両者の中間層が考察から締め出されることはない<sup>7)</sup>。語の全き意味での自由とは、12世紀の貴族に固有な自由であるが、これは本論考では扱わない。高級貴族は、証人リストにおいて「リベール」と称されているが、その理由はかれらが、不自由から上昇しつつある家<sup>ミステリアーレス</sup>人とは身分上も法的にもはっきりと分離されているからである。だからこそ、高級貴族は、当初排他的であった高級貴族的な騎士の社交<sup>ゲゼルシャフツクライス</sup>界に、家人が加入することを許し、これによって家人を近代的な意味での共同社会における行為能力者たらしめたのである。リベールとは自由、支配の資格のある者を意味している。貴族に固有な自由は、自由なる本領 *praedium libertatis* (hantgemal [屋敷]) の所有によって明白だと考えられており、この本領のうえには先祖伝来の墓地があり、また、この本領と伝来の家支配・土地領主権・保護領主権・従士制的な領主権・裁判領主権・私有教会(家祭司)領主権・レーン領主権とが結びつけられていたのである<sup>8)</sup>。

## II [創り出された下層自由民の上昇と下降]

初期中世における下層民の「自由」は、上に引用されたヴィポの記述箇所<sup>フライハイ</sup>で用いられていた意味での貴族的な「自由」<sup>リベルタス</sup>とは異なっていたにちがいがなく、本来、身分とか階級、あるいは紛れのない意味での共同社会の構成要素を意味せず、それは職務と課題、[与えられた]機会と[失敗を恐れぬ]敢行を同時に意味している。この自由は、社会の「鑄型」のごとき確固たるものではなく、むしろ常に失われんとする危機に直面している。勅令と、成立事情についてここで考慮されてしかるべき部族法典とは、「自由人」<sup>リベリ</sup>についての言及を特に多く含んでいる。その理由は、国家的・社会的秩序の未発達な段階での自由人が、征服・支配権確保・土地開墾の担い手=梃子として特別な職務を有していたからであり、またこの自由人の有する「自由」<sup>フライハイ</sup>の内容が、主君なり保証

人の強大さや権勢の充溢度に左右され、それだけに特別な保護を必要としたからである。[ところが]完全かつ高貴な(=貴族的)臣従制<sup>9)</sup>が、一方におけるゲルマン起源の従士制と他方におけるケルト=ローマ起源の隷属的性格の強い *quasi-servile* 原初臣従制<sup>10)</sup>との融合のなかから、展開するようになると、自由人の上記のごとき職務は停止し、かれらは社会的上昇の機会を失い、奴僕身分への下降を徐々に開始する。H. ダンネンバウアー<sup>11)</sup>のこうした論説にもかかわらず、私の基本的な見解では、全体としてみると、他の社会層から家人層への上昇、都市的=市民的自由への上昇が起きており、これについては後段で詳細に論じられるであろう。下層民レベルの「自由」は、長い間激しく議論されてきた研究対象であった。古典的な法史学はフランクの一般自由について語り、Th. マイヤーは、最近適切にもこれを「国王自由」とも(太公自由とも)名付けた。これと密接な内容連関をもつものに、開墾自由(特に11/12世紀以降のそれ)や、H. シュトラームが魅力たっぷりに述べている<sup>12)</sup>盛期中世における都市自由の萌芽——これは社会史の問題というよりは法史の問題——があった。

この法制度=職務の結果与えられた自由、の根底にあるものは、してみると、国王や太公によって保護されていることである。ゲルマン言語学の成果が示すところによれば、「自由」の最古の語義は、愛する者・親族・仲間に属する者、家・ジッペ・主君・部族・支配者から平和=保護を受けている者である<sup>13)</sup>。保護=フォークタイを与えることができるのは、実力をもっている者に限られる。最高の保護を提供できるのは、最強の者であり、この者が最高度の安全=自由を保証するのである。それ故ゲルマン的「自由」は、保護領主権のもとにみられる支配と服従にたいへん近い関係にあるといえる。史料は、大人物・大立者・強力な軍隊王や小規模な従士団の長についてのみ語っており、この限りでいえば、古ゲルマン時代は英雄時代であった。フランク時代の自由もまた、課されたる任務と任務遂行の見返りに与えられる保護とによって特徴づけられる。このフラン

ク的自由の基礎には人身支配制 [= 体僕制] があり、また、教会への寄進の事例が証明してみせてくれるように、人身支配はフランク的自由を与えられたからといって帳消しにはされないのであり、この限りでいえば、フランクの自由は「自由な不自由」<sup>14)</sup> (あるいは「不自由な自由」と言っても差し支えないの) である。[自由な不自由とか不自由な自由の状態が] 長期に及べば及ぶほど、「空気は不自由にする」という法規範 Rechtsnorm が、フランク的自由についてもますますはっきりと妥当するようになる。[ただし] 「自由な不自由」はマンキピウムの地位とは次の点で異なっている。つまり自由な不自由民は、兵役に就く資格を与えられ、かつまた兵役に就くことを義務づけられており、加えて国王や王の代理人たる伯や百人隊長に直属し、このことによって王領地・貴族領ないし教会領所属のその他の不自由民大衆からは、区別された存在である。さらにこの自由な不自由民は、[当代の] 文化程度に見合った、一定の初期的な程度においてはああるが、軍隊や裁判団体において共通の利害にかかわる事柄の解決に共同体員として協力する権利と義務を有している。現代の国家概念は、もちろんのこと、職務の結果与えられたこうした自由には適合しない。W. シュレジンガーによれば、「ヘルシャフト」とは同時代の史料に現われるラテン語の *res publica* に対応する(注釈の)語彙であるという。このヘルシャフトの担い手は、最広義の貴族である。王権はこの貴族と競合しつつも協働し、征服の結果得られた地域に及ぶ(大きな)ヘルシャフトを行使する。フランク時代の[国王の]ヘルシャフトは自由人にもとづいており、自由人は用益権のなかで最も恵まれた形態たる世襲相続権を与えられて、国王のもつ古定住地[= 既耕地]や新開墾地に居住している。カール大帝の国家計画にとって<sup>15)</sup>、この種の自由人は臣従制ならびに構築されるべき臣民団体の主体たるべきものであり、豪族支配権との競合にあたっても主力たるべきものとされている。

こうした人々は史料では、リベール、インゲヌウス、フランクス、フライエル・フランケ liber,

ingenuus, Francus, freier Franke と呼ばれている。カロリング時代にこうした人々が居住したことを証明できるか推定できる地域では、盛期中世になると、バールギルデン、バールゲルデン、バールシャルケン Bargilden, Biergelden, Barschalken という呼称に出会う<sup>16)</sup>。これらの人々は、カロリング時代以降多くの場合、<sup>ゴッテスハウスロイテ</sup>教会領民となっていた。ガリアの地では「ローマーニ」が、同じ権利を認められてこうした自由人の一員に加えられている<sup>17)</sup>。この自由人には、ローマ法の法諺「人格とは自主権者のことであり、奴僕は人格ではない *persona est sui iuris, servus non est persona*」が、字義通り適用される。こうした自由人は、カロリング国家では法的な義務負担の担い手であったか、そうあるべきとされていただけに、人間的にも法的にも、ともかくも人格と見做されていた。これに反して奴僕 = 体僕の大集団は、タキトゥスの『ゲルマーニア』の証言によれば、既にゲルマン人のもとにおいても、古代ローマ法に謂われるところの<sup>セルヴァイ</sup>奴隷ではないとされるが、それにも拘らずこの大集団は「人格」ではなかった。ゲルマンの<sup>スカラーヴェ</sup>スカルク skalk とローマのセルヴス *servus* とは同一の地平には立ってはおらず、どちらかといえば古代末期の土地に緊縛されたコロヌス *colonus* と小屋住みのスカルクとが近似的なのであろう。それというのも、中世の史料はこの両者にマンキピウム *mancipium* という曖昧な語を用いており、また、間もなく考察するように、連日(無休)奴役 *cotidianum (perpetuum) servitium* を領主直営地においておこなう固定身分の奴隷 *proprius* についても、同様にマンキピウムという語を用いているからである。

こうした「自由」は、8世紀の、政治的にきわめて重要な領域たるヴェルツブルクにおいて、明確に捉えられる<sup>18)</sup>。この領域は、779年頃の二通の境域確定書<sup>19)</sup>によれば、もともとは純然たる王領地であり、それがヴェルツブルク司教教会の[建立時に]基本財として用いられ、一部は「自由フランク人」に世襲借地として貸し出され、残る部分は国王の荘園管理庁 (*frono*) 直営のもとでマンキピウムの作業労働により経営されてい

た。1168年にヴェルツブルクの太公が発給した特権状に見出されるバールギルデンは、8世紀のフランク人の後裔 (frierio frankono)<sup>20)</sup>であり、[かれらの支払った] 奴役、ステオラ steora とオスターストウオファ ostarstuofa [復活祭に支払われる物納または金納の国王貢租]、軍役代替貢租や(世俗の)十分の一税は、当該司教区の——いまは失われてしまった寄進文書の内容を再確認している——後年発給の証書に見出される<sup>21)</sup>。もうひとつのよく引き合いに出される事例は、スペインからの難民の例であり、この者たちは、8世紀にフランク王権が一定の権利と義務の担い手として南フランスとスペイン辺境領に植民させたものである。かれらは、土地を世襲借地の形で保有しており、国王の所有地であり続けるこの土地を、植民仲間以外の者に再貸与することを許されていない。ランゴバルド王国のアリマンニーへの参照指示は、いまやほとんど必要がなくなっている<sup>22)</sup>。フランス、ブルグンド、スイス、アレマニエン、ヴェッテラウ地方、ヴェストファーレン、さらに狭義のオストファーレンで、こうした人々に出会うし、またこうした人々を管轄し纏めあげるべき固有の機構に出会うからである。フランク王権は、武器を携帯する植民者のこうした自由を、統一的な身分としての自由人 (= フランク的一般自由人) に発展させようと図ったのであり、(802年の) レウデスアミオ [全人民の国王に対する誠実宣誓] という理想の追求は、そのような意図のもとになされたと解釈されねばならない。フランク王権が下層民を身分的に平準化しようとしたこの政策は、重要な事実である。国王自由人 = レウデース——それはアントゥルスティオナート制から生じた高位者らの臣従制とそのレーン法とならんで、従士制的に構築された国家システム [が存在したこと] の証拠でもあるのだが——の数は、その [存在地点の] 広がりやかれらの負担する義務から明らかのように、きわめて多数にのぼったに相違ない。このことは広範な王領地の存在を前提としており<sup>23)</sup>、それは古ガリアにあってはローマ時代の国庫領や逃亡した土地所有者の所領、ライン右岸にあってはかつて

の郷の長老や部族太公の所領 (バイエルンについては『アルノーの所領目録 Indiculus Arnonis』、『ウロルフスの抄録 Breviarium Uroli』参照)、さらには広大な森林地帯に在った。

ローマ帝国の世界は慢性的な労働力不足に悩んでおり、古代末期のガリアでは農業労働力の深刻な不足があらわれていた。一段と激しさをましていた蛮族の移住によって、この不足に対処しようとした(ラエーテンシステム!)<sup>24)</sup>にもかかわらず、多くの土地が人手不足によって荒れ果てていた。したがって、メロヴィング時代とカロリング時代には、フランクの国王自由人が植民するに十分な土地が意のままになったのである。M. ロブランはこのことをパリ周辺地域について示しているが、それによると、この地域の王立修道院は9世紀に所領明細帳を作成し、これにコロヌスを記載している。このコロヌスは、しかし、かの古代末期の小作農民たるコロヌス<sup>25)</sup>——人格的に自由でなく経済的に従属的、かつ土地に緊縛されていた——の直接の後裔ではなく、仔細にみると、それは荒蕪地と化した地方への入植者、国王自由人および開墾農民を表示しているのである。こうした人々は、上記の教会への寄進と軍役義務の代納弁済ののち、確かに隷属的な教会領民の身分に下落し、漸次、教会ファミリーアという体 僕の一員に同化されていったのである。

フランク時代末期およびそれ以降の時代における、こうした自由人の命運やその後の行方は、かれらがその命令権のもとに入っていたところの国王や私領主の権勢や權威によって、決定づけられた。弱体な王権がこの自由人を、それまでと同じように従属させておくことができなくなった場合、この自由人らに何が起きたであろうか。サン = ジェルマン = デ = プレの修道院長イルミノンが作製を命じた所領明細帳<sup>26)</sup>、あるいはランスのサン = レミ修道院のそれ<sup>27)</sup>は、先入見をもたずに新たに解釈してみると、この疑問についての情報を提供してくれる。二つの史料には夥しい数のコロヌスと、比較的僅かなセルヴスやリートゥスが登場している。コロヌスは(全マンス1646のうち1430を占める)きわめて多数の自由なフー

マンシ・インゲヌイリス  
 フェ = 自由マンシに居住していたに違いない。  
 フランクの王は、3 / 4 世紀以降に過疎化して荒れ果てた土地に、フランク人と他のゲルマン人とを再入植させ、7 世紀には当該地域の王領地を、大修道院たるサン＝ジェルマン＝デ＝プレ、サン＝ドニ、サン＝ジュネヴィエーヴに下賜した。Ingenuilis という語が何がしかの意味をもっていたとすれば、それは、たとえ下賜後に自由マンシ〔と称される土地〕が奴僕＝体僕的手中にあるとしても、それが修道院に下賜される以前はインゲヌウス、つまり自由人によって占められていたからであろう。9 世紀になっても自由マンシはホスティリキウム *hostilicium* と呼ばれる〔軍需物資運搬用の家畜供出〕義務を負わされているが、これはヴェルツブルクの従軍罰令金、ヘーリバンニロルシュ修道院の軍事用貢租、アド・ホステームルール河畔のヴェルデン修道院のヘールシリング〔軍役代納金〕に対応するものである。しかるに、マンシ・セルヴイリス不自由マンシはこれを負担させられていない。それ故我々は マンシ・フィスカレスCh. E. ペランとともに、自由マンシはかつての国庫領マンシ、かつての王領地であり、これの耕作者は国王自由人であったと結論してもよからう。しかるに 11 世紀になると既に、ロートリンゲンやフランスでは自由マンシと不自由マンシが融合していたが、それは武装した農民の兵役義務と戦闘能力が廃されて以降、フーフエフーフエ保有農民＝マンシオナリイが〔自由・不自由の区別なく〕一つの身分を形成したこともあってのことである。このことに決定的に寄与したのは、先刻周知のように、戦闘技術上の変化、つまり戦勝を約束する重装備の装甲騎兵の投入であった。この戦術上の改変が、9 世紀以降の貴族的な臣従制の進展と封建社会の確立を事実上促進したのである。

アルガウのケンプトン修道院に伝わる 9 世紀前半の史料<sup>28)</sup>は、修道院のファミリーアという枠内においてではあるが、インゲヌウスとセルヴスの間にみられた身分的平準化のテンポを示している。ここでは「アイゲン空気は不自由にする」という規範が、インゲヌウスを下落せしめ、セルヴスを上昇させている。リベリ・ホミニネス自由人たちが、さまざまな郷にある総計 96 フーフエを当該修道院長に譲渡している

が、これらのフーフエからは年貢租が国庫宛てに支払われていた。この譲渡と同時になされた、自由意志にもとづく托身 *commendatio* は、国王による承認を必要としていた。それというのも、当該フーフエから国庫への賃租が支払われているような場合には、国王はそうした譲渡を禁じていたからである。ルートヴィヒ敬虔帝は、この年貢租を修道僧たちに委ねたが、帝は修道院長からは引き続き次のような役務を要求している。すなわち〔ラテン語で *tribus* という〕貢租に因んでトリブタリイ<sup>29)</sup>と呼ばれ（ザルツブルクでは軍役に因んでエクセルキターレス *exercitales* と称され）ていた賃租負担者を引き連れての従軍（*hostilem expeditionem facere*）、自由人が負う全ての公的な役務、毎年の献上品、公的な橋梁建設がそれである。2 年後（の 834 年）、皇帝は当修道院にこうした役務を免除しているが、この際、リベリ自由人とその後身たるトリブタリイから明確に区別された修道院のレーン保有者は、兵役義務から解放されるべからず、との明示的な留保を付している。王領地に住む国王自由人は、紛れもなく、負担となっていた兵役義務（なかでも郷土防衛義務）から免れるために、自由人としての纏まりのある存在から教会領民となった様子が、ここに見て取れるが、他方、修道院の封臣（貴族）たちは〔自由人に〕代って国王に対して兵役義務を果たさなければならない。国王は 9 世紀以降、教会・司教区・修道院に対して、安定的な防衛力を保持すべく、多くの国王自由人を寄進しているけれども、このケンプトンの場合には国王による寄進ではなく、また国王の自主的な行為でもなかった。こうした自由人は、兵役義務を放棄することで、国王＝国家との関連性を失い、かくして修道院のファミリーアのなかに下落してゆく一方、かれら自由人は、来るべき時代に主たる武装者・軍人身分・戦士身分となり、かつそうあり続ける有力者たちから、きっぱりと区別されるようになる。そうした様子がここでも見て取れるのである。また、この過程で、不自由民＝セルヴスの力強い上昇が起こったに相違ない。けだし、ケンプトン修道院所領の農民がのち〔13 世紀〕にラン

シュクントシャフト  
ト等族資格をもつという事実を、こう考えることで最も良く説明できるからである。教会への移譲ののちに履行されるべき、かつての「国王自由人」の「国家」に対する役務は、たとえば（アイフェル地方の）プリュム修道院においてはシャルマンネン〔という騎乗しておこなう使者ないしは旅行随伴〕の勤役という形で、盛期中世まで存続したのである。

帝政末期のローマ国家がコロナート制を確立したように、大帝国建設の途上にして国家形成期にあったフランク王権は、政治・支配上の関心から国王自由の進展を促進したのである。この〔国王自由という〕制度の枠内には、下層民や中級の社会層などさまざまな人々が集合していたのであるから、我々としてはフランク人〔という名称〕のもとに達成されるはずの身分的ないしは階級的均質化の第一歩について云々することができる。このフランク人は、職務の結果与えられた自由をもっていたにもかかわらず、法的には国王の「体僕」「隷属民」であったし、またあり続けたので、私は前段において自由な不自由と言い直したのである。もしそうでなければ、かれらフランク人は、自分たちが住む自由マンスともども教会に寄進されるようなこともなかったであろうし、また聖蠟貢納民へ急速に下落することもなかったであろう。聖蠟貢納民は盛期中世の下層民のなかであって、「自由」であることを強調された地位を占めており、その証拠にかれらは、古代の（トリブタリウスの）人頭税に遡りえる人頭税、あるいはまた結婚時貢租や死亡時貢租をも支払っていた。そしてこの三つの税は、13世紀になると、新たな進展をみた体僕制の存在を認定する指標となったのである。「国王自由」の状態にあったのはいかなる階層であったのか。民族的にいえば、主としてフランク人や他のゲルマン系の人々であり、同様に数は少なからうが、ローマ人も国王自由人たりえた。5世紀のガリアの地には、もはや自由な農民身分というものも存在せず、土地に緊縛されたコロヌス *coloni (glebae adscripticii)* だけが、なおも存続しており、このコロヌスは、ローマの国庫領や無主地が征服者たるフラン

ク人によって収公されたのにもなって、奴僕化されたものであるが、その経済的自立性はさして損傷を受けずにすんだ。かれらは国王の土地領民、つまり国庫領民となったのである。しかるに国王による授与、〔王侯貴族による〕横領・相続・婚姻、あるいは〔国庫領民〕自らの托身をとおして、かなりの数の国庫領民が、貴族や教会の手に渡ったに違いない。国王自由人は、法的・政治的・社会的にはこのコロヌスの上位に置かれていたが、働き経営に勤しんだのはコロヌスのもとにおいてであった。かれら国王自由人は、ある特別な地点の荒蕪地に入植して防衛任務を果たし、あるいはホステリキウムを負担し、かつまたローマ時代の「自由」な賃租貢納民がしていたように「税」を支払った。かれらは、北欧の史料に見出され、東フランクの地名 *Karloburgo / Karlburg* (バイエルン州の郡 *Karlstadt Ufr*)<sup>30)</sup> にもその派生語を捉えることができる、自由な「ケルレン *Kerlen* [従士]」と、*skalken* と称される国王の奴僕、国王の体僕や不自由民から構成されていた。これらの人々は征服・戦争捕虜・債務による隷属・贖罪金不払いによる隷属あるいは逃亡によって不自由となったのであり、その数は、支配の〔貫徹の〕ために必要とされる人間の数を考慮すれば、多数であったに相違ない。大フランク帝国建設政策の進行中に、国王自由人は最初の上昇を体験し、これによってかれらは、「古自由」から下落・離脱させられ経済的に従属させられたケルレンと合流して、「自由フランク人」という政治的階層を形成するにいたったのである。国王の支配と保護、経済的・法的・社会的に同じ地位にある者全員に共通する政治的課題、こうしたことが、様々な階層や階級出身の上記のような人々のもとの共同態の形成を強力に促した。かれらは「国家自由人 *Staatsfreien*」という新しい身分の進展に道を拓いた。この新しい身分は不自由民大衆からは際立って見え、また「貴族」のもつ「完全自由・古自由」とも明確に異なっていた。ここでいう「貴族」とは、ゲルマン古代の原初の大農民身分、移動期の従士制的領主制、フランク時代のアントゥルスティオナート



[国王従士]、あるいは上級の国王勤務者のうち、行政・軍事上の要職に取り立ててもらった結果生じたものである。貴族は帝国・諸部族・諸地方にあって支配する側に立つエリート層であり、12世紀にはリベール＝エーデルフライと自称し、他方これ以外のすべての人民は、なんらかの形で不自由、体僕であったか、あるいはそうであったように思われる。

貴族的臣従制の全面展開、10/11世紀の封建社会への萌芽、およびルートヴィヒ敬虔帝下でみられた政治的重点の教会への部分的移行——それは王国の西部では規模の大きな帝国修道院宛てに、中部と東部（ヴェルツブルク）では司教区宛てに、明らかに膨大な数の国王自由人の下賜をもたらした——、こうした三つの事象が国王自由人という身分の形成に至る社会的な進展に終止符を打ったのである。802年に発せられた「特別巡察使勅令」の、現存する四通りの手写本いずれにも現われる第12項は、この点に関連しているながら、私見によれば、殆ど顧慮されてこなかったように思われる<sup>31)</sup>。ここでは「軍隊に入らねばならず、しかも裁判官によって圧迫されている貧しい自由人への圧迫 *oppressiones liberorum hominum pauperum, qui in exercitum ire debent et a iudicibus sunt oppresse*」について論じられている。他方また同様に興味深いことに、ロルシュ年代記の同じ802年の報告によれば<sup>32)</sup>、カール大帝は彼の王国 *regnum* (=王領地?) の「公正をえられなかった *iustitias abere non poterant*」貧民への憐愍の情から、従来<sup>パウ</sup>の慣行を変えて、巡察使 (*missi*) として彼の王国 (*regnum*) の有力者、つまり大司教・司教・修道院長・太公 (*duces*)・伯を用いた。それというのも、従来派遣されていた宮中の乏しい封臣 *pauperiores vassi de infra palatio* は、法廷で賄賂がきくとされたからである。大帝はこのことによって教会・寡婦・孤児・貧民やすべての人民に公正であろうとした。封臣 *vassi* のなかには、あまり重要でない王宮の国王従士と、G. テレンバッハの言う意味での帝国貴族という上流グループとがあり、双方の差異は明瞭となっていたのである。(802年の一般

巡察使勅令の第1項にみられる) 有力者への恐れ *timor potentum* が「乏しき封臣」をして公正な決定というものをしばしば妨げたとするならば、ここに見出される「乏しき封臣」も「有力な封臣」もともに、抑圧されていた「軍隊に入らねばならない貧しい自由人」(出征兵士) (出征兵士) のもつ国王自由人にとっては敵対するものであった。なお、我々の知見によれば、中世におけるパウペレス [なる語] は農村に住む土地領民を示す決まり切った表現である<sup>33)</sup>。

夥しい数 [の国王自由人] が教会に寄進されたこと、例外のない国土防衛の場合をのぞくと軍事・戦略的価値が消失したこと、長距離に及ぶ軍事的企ての場合、特に重装備で費用のかかる装甲騎兵部隊が投入されたこと——この企てにリベールを用いたならば、自分のマンスを耕作する自由人をその期間営農から切り離すことになり、間違いなく破滅させることになる——、兵役義務の廃止にともなって [国王自由人の] 職務や社会的名望が失われたこと、こうしたことがこの [国王自由人] 制度の衰退を引き起こし、[この結果] ドイツではなおも小グループの国王自由人が存続したが、フランスでは殆どみられなくなった。ゲルマン語に謂うところのケルレヤスカルケ、ラテン語で謂うラエートゥス [屯田兵]、コロヌス、セルヴスが混淆してできあがったこの「自由人」は、様々な権勢、権威<sup>ヘルシヤフテン</sup>をもつ主君や私領主に下属することによって、社会的にみて再び強力に差異化されることとなった。フランスの地では、かつての国王自由人の後裔は10世紀以降、急速に進む下層民の平準化過程の渦に巻き込まれて同化させられ、つまりは奴僕に法的・社会的に等置されるにいたった。他方ドイツでは、伯の召集権と平和権のもとに留まっていた [国王自由人の] グループが散見され、かれらは寄進されないかぎり存続し、その他の下層民のうち引き続き存立していた特別なグループとの平準化をなお2世紀の間阻み、あるいは遅延させた。かくしてドイツ社会は、Ch. E. ペランの定式化したところによれば、12世紀にいたるまでアルカイックな性格をたもったのである。

フランスでは特に、寄進されてコロヌス=教会領民とされはしたが、なお己れの自由マンスに引き続き居住していた、かつての国王自由人は急速に下落し、10世紀以降になると、同じ頃に社会的に上昇しつつあった小屋住み農や、古典荘園に属する経営上の自給単位たる不自由マンスに居住したか、かつての自由マンスに入植させられた不自由民(体僕)や隷属民と合体して、ヴィラン villain と称される単一の幅広い階層を形成した。カロリング王権は、無論この社会の底辺を巻きこんだプロセスの起動力ではなかったが、これを誘発したのである。フランスの国王自由人は、M. ブロックが体僕制の成立にかんする問題との関連で考察したコリベルティ colliberti (culverts) [と呼ばれた解放奴隷]のうちに生き永らえたのである[前出注6, Bloch, M., Les colliberti. 1928]。①中世フランスの領主支配権は、若干のホスピテース hospites と称される[ローマ帝政末期のゲルマン系]移住者[の後裔]やフランス以外の土地台帳にみられる体僕(H. Kleinの研究「ザルツブルクのフライザッセン」[後出注50参照]!)を度外視すると、もっぱら奴僕から構成されており、②人頭税・結婚時貢租・死亡時貢租は、かつての不自由、かつての奴役の特別な指標であるとするブロックの主要テーゼを、M. ヴェリーストは近年、首尾よく論駁し[中世の盛期になっても奴僕は農民大衆の一部を占めるにすぎず、人頭税などは体僕に特徴的な負担とは言えないとし]ている[前出注6, M. Verriest, Collection de documents. 1946]。これらの貢租は、前段でしばしば論じたように、通例はかつての奴僕によって納付されたものではなく、様々なグレードの「自由人」によって納付されたものである。13世紀以前のフランスにおける土地領主制[荘園]の領民ないし被保護民は、二つの階層に由来する。一つはカロリング時代の奴僕の後裔ないしは奴僕のまま存続した者たち、いまひとつは様々な名辞のもとに現われる非奴僕的な者たちである。

ドイツではカロリング時代の「自由人」は、教会への寄進にもかかわらず、13世紀にいたるまで

は、法身分上、教会領民の資格で存続した。たとえばフランケンのバールギルデン、北ドイツのピアゲルデン、バイエルンのバールシャルケンなどである。この制度は、特に北西ドイツ領域のフライグラーフシャフトに類似した新しい機構の形成を促した(H. ダンネンバウアー)。盛期中世の大開墾時代に、国王に属さない開墾自由人、いわゆる自由農民が多数出現したときも、国王自由は植民者の自由・開拓者の自由と同じものとなった<sup>35)</sup>。[つまり]国王勤務は自由にするという法規範とならんで、開墾は自由にするという別の法規範が現われるが<sup>36)</sup>、両方とも空気は不自由[=支配され保護される状態]にする<sup>37)</sup>という命題をふまえているのである。自由人の仲間団体の権利は中世では「フライハイト」と呼ばれ、このフライハイトの担い手たる開墾者が「自由農民」と呼ばれている。国王とならんで、いまや貴族と教会が開拓者たちに対して、通例は諸負担からの免除を内容とする特権=自由を保証する。11/12世紀に私領主の体制内化と領土形成が完了すると、再び空気は不自由にするという命題にもとづき、自由の第三の形態として都市自由が、しかも国王自由と開墾自由のなかから立ち現われる<sup>38)</sup>。都市領主は、新しく建設された都市にやってくる、他の領主所属の体僕に都市自由を保証した。一年と一日の滞在後に都市の空気は自由にするという法規範は、こうした新移住者のためのものである<sup>39)</sup>。もともと中世末期になっても、この新たに受容された都市民はかつての体僕領主に承認賃租を支払っている。その故に、体僕制こそは内国植民の梃子となり、また近代の領邦国家が完結的な領域国家 territorium clausum へと展開していくための梃子となったのである<sup>40)</sup>。都市の自由は、在地領主の保護を別にすれば、私有財産取得の自由、市場における取引の自由、死因処分[遺言と相続契約]の自由、あるいは結婚の強制やかつての体僕領主による勤務・貢納の要求からの自由を実体とし、また都市の不入・免租地内における域外の裁判官による訴追からの保護を実体としている。こうした自由は、地方・地域によって区々であった。スペイン・フランス・イングランド・フ

ランドル・ドイツでは、かつての国王自由と国王保護が効力をもち続け、先ずは王領地に建設され国王保護のもとに立つ都市において、都市の空気が自由を創り出すという効力が体僕たる新移住者に妥当している<sup>41)</sup>。それ故にこそ、フリードリヒ二世のニュルンベルクに宛てた都市特許状には、「いかなる都市民も皇帝以外のフォークト〔守護〕を必要としない」と述べられている。逃亡してきた新移住者は、主人がいなくなり保護を必要としていたが故に、国王保護のもとにたつたのである。つまり主人なき状態は国王のアイゲンであり、国王のアイゲンは、特定の政治的・経済的・社会的諸前提のもとでは、自由である。貴族・教会および成立途上の領邦君主〔支配下〕の都市における市民の自由は、〔国王のアイゲンの原則が確立してのち〕漸くにして、派生したものと思われる。それ故、もはや土地に緊縛されていない移転自由な商人や遠隔地商人は、<sup>セルヴイトゥス</sup> 奴僕という特殊な階層の出身であるが、後段で見ると、皇帝の商人 *mercatores imperatoris, mercatores imperii* と称している。なぜなら商人たちが積荷を運ぶ長距離街道や河川は、まずもって国王の保護、通行権、関税権のもとにあったからにはほかならない。それ故にこそユダヤ人も国王の王室奴僕<sup>カムマークネヒト</sup>なのである。

中世における国防植民〔屯田兵〕・開拓民、都市に見出される勇敢な商人や熟練工らの有した自由<sup>42)</sup>は、制度的には王権と国王保護によって基礎づけられており、これらは国王が実力をもち、かつまたもち続けるかぎり貫徹された。けれども開拓民のもとでも新参都市民のもとでも、<sup>ゲゼルシャフトリヒ</sup> フランク時代の国王自由人との社会的な系譜関係は辿ることができず、双方は奴僕・不自由民階級に出自し、開拓民はおそらくは大抵の場合「小屋住み農」の階層から、新参都市民は「連日奴役のプロプリイ *proprii in cotidiano servitio*」の階層、つまり初期中世において土地領主のもつ非農業的定住地に居住する階層、に出自している。「一般自由人」〔=国王自由人〕が10世紀以降奴僕と融合して、〔かつての〕引き上げられた地位から下落したという限りで言えば、このフランク時代の自

由人の後裔は、特に小屋住み農の範囲から開墾自由へ、さらにはまた都市の自由へと当然のことながら〔再度〕上昇しえたはずである。もちろん、この場合には、<sup>ディーンストマン</sup> 家人の場合と同様に、進展の中間段階を見落としてはならない。けだし、家人は自由人の階層から直接上昇しえたのではなく、<sup>リベリ</sup> 少なくとも〔領主館や直営地における日労〕役務につく奴僕 *servi ad opus deservientes*<sup>43)</sup>の階層を〔起点として〕駆け上がらなければならなかったのである。したがって、下層民の自由、自由な不自由について語ろうとする場合には、<sup>ゲゼルシャフトシヒト</sup> 制度・原理・身分法や社会的階級・社会階層の間を、十全に区別しなければならない。

### III [土地緊縛のない体僕の社会的上昇]

フランクの「一般自由」=国王自由の<sup>ゲゼルシャフトリヒ</sup>社会的側面は、<sup>ヘルンシャフト</sup> 私領主権、特に土地領主権への従属（つまり土地領民）という意味での隷属性とは実際上異なり、むしろ奴僕制=不自由性、体僕制と基本的に異なるところはない。つまりそれは、自由な不自由なのである。かれらは、寄進様式の譲渡——しばしば〔受け取る側から〕求められかつ取得されたのは確かである——ののちに兵役を廃された結果、<sup>ファミリーア</sup> 下降という当然の傾向をもち、<sup>フアミリーア</sup> グルトヘルの領民、古典荘園制の一員たる小屋に住まわされた体僕=*servi casati*並みの社会的水準に下落した。かれらは、しかし、なおも旧来の権利を保持したから、他面、かれらが同化したところの<sup>セルヴイトゥス</sup> 奴僕身分、体僕階層の社会的進展を促進し刺激すべく作用もした。この結果フランスでは比較的早く、また文化的遅れを挽回しなければならなかったドイツの守旧的な開墾地域では〔フランスに較べて〕数世紀も遅れてゆっくりと、13世紀以降に、かなり統一的な隷属民階層、土地領民階層、つまり新しい体僕制が、〔上述したような〕上昇発展と下降運動の結果、形成されたのである。初期および盛期中世ドイツ社会の、<sup>ホミネス・リベリ</sup> いわれるところの「アルカイックな」性格は、自由人の存続とならんで、特にカロリング時代から12/13世紀にいたるまでの土地領主制と古典荘園制の

うちに存在した農村社会集団の進展とによって、創り出されたものである。フランスでは、この自由人階層は10世紀以降、根底的に再編され、他と融合してしまったので、8/9世紀の自由人階層と直結できるケースはごく稀である。

人身支配[=体僕制] / 不自由と(土地への)隷属とは、内容上相互に区別されるべきである。人身支配は土地領主制よりも古く、かつまたより多くの変容をこうむってきた。古典古代末期、ゲルマン時代、メロヴィング・カロリング時代の奴僕、さらに10~12世紀の奴僕は、13世紀以降の体僕とは著しく異なっている。不自由は中世の社会的上昇運動にとっての貯水池であり、ドイツのミニステリアールレス家<sup>アイゲネ</sup>人という特別の階級もこの体僕 *hommes de corpore* のもつ差別化された不自由に由来し、やがて下級貴族にまで立身出世する。不自由というものは、たとえ土地領主の経営が労働力として奴僕、奴隷をたくさん用いていたとしても、土地領主制から生成するものではない。部族法典はセルヴス *servus* と捕虜 *captivus* とを等置しているが、それは奴隷化が部族や氏族<sup>シユクム フェルカーンヤフト</sup>の服属あるいは戦争捕虜によって、大量に成立したことを暗示している。債務奴隷や犯罪についての贖罪も、人身上の自由や移転の自由を喪失せしめる結果を招いた。帝政ローマ末期には、インフレーションの影響で奴隷をもつことは贅沢となり、人々は農業経営においては奴隷にかえて自由な労働者を用いなければならなくなった。この自由労働者は、ある特別な土地隷属システムによって上の権力から強制されて、土地に緊縛されたのである(*coloni adscripticii glebae* 前段参照)。コロヌスは[元来]家族・家畜・動産を有して土地に緊縛されている人格上自由な農民であるが、土地所有者ではなく、土地領主に小作料を支払っている。かれらは国家への租税をもはや支払わず、法的地位の点では自由人というより、むしろ明らかに奴隷となっていた<sup>スクラウヴェ</sup>44)。この場合特に影響力が大きかったのは、移転自由権の喪失であったように思われる。フランク人が5/6世紀に大国家を建設した時にはすでに自由農民は存在せず、有力者<sup>ボテン</sup>45)の庇護のもとに入って下落し、無条件降

伏者の子孫・身請けされた人・奴僕と称されていた。侵入したゲルマン人は、主として北フランスおよびロワール川にいたる中部フランスにおいて、避難逃亡してしまった土地所有者の[支配下にあった]コロヌスを奴僕化した<sup>ボッセソールレス</sup>46)。このコロヌスの上に自由なフランク人の屯田兵が立ち、かれらはコロヌスと同様の世襲借地という地権をもって、荒れ果てた耕地に点状に植民させられたのである。

これが、フランク時代以降に多様な階層の不自由民階級が生じた発端であり、そうした階層の多様性は、果たされるべき労働の種類や主人の位階によって齎らされたものである。不自由民は限定的な所有権能を有しており、かれらが主人に納める人頭税はこれに起因したとされる。体僕制は、しかし物権とは合致しなかった。キリスト教化は、なるほど、既にタキトゥスの時代に証明されるゲルマンの不自由民の処遇改善を促した。しかし、中世全体を通じてみると、奴僕の人格を重視することと物権上の概念を奴僕に具体的に適用することとの間には、深い亀裂があり、決して埋められなかった。奴僕と固定身分の奴隷、つまりフリーフェ保有農民と隷属民とは、国王直轄領の比較的少ないフランスでも、また御料地が10世紀以降、大量に教会に下賜されたドイツでも、かれらが国王直轄下にある王領地に住んでいないかぎり、国王支配権(国家)との法的・政治的な関係をもたなかった。かれらは大抵、社会の風下にたち、通例は(ステリングの蜂起にみられるように!)黙して語らず、意志をもたぬ存在であり、専ら能動的で歴史形成力をもつ武装エリート支配集団の客体であり道具にすぎなかったのであり、その限りにおいてかれら不自由民は、固有の歴史というものをもち、歴史を推し進める力としては間接的で受け身的にしか動かなかった。エリート支配層は、国土と人民[を掌握・支配する]制度法上・政治・宗教上の構造が、カール大帝の治績にも拘らず依然として初歩的な段階に留まっていたことに対応して、不自由民たちに生命・安全、および控えめな程度においてはあるが秩序を保証したのである。この限りでいえば、「パウペレ

ス」という概念がこの広汎な下層民には真に有効である。かれらは、おそらくは無意識のうちに己の耕地ヨッホで満足していたが、それはかれらが、有力者の支配権、土地領主・体僕領主・裁判領主の支配権を、全くの素朴な感覚から神の御心に沿う秩序と見做していたからであり、また貴族や教会領主のカリスマ的な力を、異教信仰上の靈感から迷わず信じていたからでもある<sup>47)</sup>。なるほど連日夫役負担奴僕 *servi quotidiani* の役務は、初めは無定量で恣意的であったが、その後は徐々に自由となったし、多くの固定身分リイの奴隷はカロリング時代には既に自ら奴隷マンキピアを所有していた。しかし他方、手労働は全体として軽蔑されて卑しき業 *opus servile* と見做され、それが課された自由人は不自由、パウベルとされた。貴族・戦士・封臣の形づくる世界や社会秩序が強力に進展して10/11世紀には完成をみるが、手労働の蔑視は、そうした世界や秩序に特有の精神あるいは社会的価値観に対応するものであった。

史料には、たとえばフーフエ耕作者を示す *mansionarii* ないし *hubarii*、報酬や賄いを受け取る者を示す *stipendarii*, *prebendarii*, (上述の) *tributales*, *tabellarii*, *massarii* (イタリア) といった呼称が満ち溢れているが、それらは経済的な個別性、ごく稀には法的な個別性について若干のことを証言しているにすぎず、奴僕制内部セルヴィトウスの身分や身分的差異については何も証言してはいない。こうした諸々の呼称からえられる事実は、不自由民を示す唯一確実な表現としてはセルヴス (女奴隷はアンキラ)、プロプリウス (アイゲンマン [隷属民])、スカルクそしておそらくはクネヒト (女はマークト、ディルン *dirn*) があるということであり、この他の用語はすべて漠然としていて、しかも玉虫色である。不自由民階層は、課されている労働の種類や集約度に応じて、また経済的自立性の程度、さらには主人への従属の実際上の度合い、主人への近さに応じて、二大グループに分かれる。この二大グループは、特にドイツでは、下層民の社会的進展にあたってきわめて重要な影響を及ぼした。我々は第一のグループとして、セルヴィのもとに小屋住み農、保有農を

識別するが、かれらは家に住まわされた者であり、実際定められ土地に緊縛され、その代償として自立的な農業を営んでいた。かれらは国王の荘園庁フロンホーフの周辺や貴族・教会の荘園組織の内部にあって、賃租支払いと (大抵は直轄経営されている領主直営地 *curtis dominica* で週に3日間の) 卑しき業オプス・セルヴィーレをおこなう条件で、固有の農圃 (*mansi*, *hobae*) に住んでいた。教会領民= कोरोヌスやリートゥスと化した国王自由人は、数のうえでも多かったに相違なく、フランスでは特に漸次セルヴィ・カサティの属性たる土地隷属性を帯びるにいたっている。この国王自由人も上記の小屋住み農や保有農も、史料ではマンシオナリイないしフバリイと呼ばれているが、この呼称はフーフエ保有者の身分については何も証言していないに等しい。小屋住み農や保有農とならんで、我々が出会う第二の包括的なグループ、それは主家に留まる者 *in domo (sc. domini) manentes* ないし [領主館や直営地における日労] 役務につく者 *deservientes*、連日夫役負担奴僕 *servi quotidiani* や無休奴役 *in perpetuo servitio* あるいは *proprii* [固定身分の奴僕] ないし *proprii iuris* と称される人々であり、これらの人々はまた、主人から扶養を受けて給養され、賄い *prae-benda* や報酬 *stipendium* を受けたに相違なく、そこからプレベンダリ *prebendarii* ないしステイペンダリ *stipendarii* と称されてもいる。この第二のグループは、決められた固有の土地片に結びつけられておらず、フランスとは逆にドイツでは夥しい数にのぼったに違いない。カロリング時代には、以上二つのグループは、マンキピウムという概念のもとに包摂されていたが、この概念はのちになるほど多義的となり、フランスでは個人が軽蔑的な意味をこめてそう呼ばれることさえあった。

ドイツの地に夥しい数存在した「主家に留まる者」、「無休奴役負担者」、「奴役につく者」や「プロプリイ」といった不自由民グループは、フーフエ上に配置されたのではなく、領主館ヘレンホーフ、修道院や司教館の近辺か周辺に住み、土地領主の直轄経営地で働かされている。かれらは、土地に緊縛さ

れていない労働力であり、いつでも長距離 [の搬送や使者役] を指示され、使用されえたので、この限りでいえば比較的自由的な移動権を我が物としていた。同身分ではあるが小屋住みの仲間や下落したカロリング時代のリベリは、広汎な土地領民階層を構成しており、中世の土地隷属民の典型的な代表者である。その過半はドイツのセルヴスであり、かれらは借地について賃租 (census) を支払い、定量の夫役を領主直営地で果たし、個人的な奴役——12世紀のフランスでは消滅——を納付していた。他方、主人への緊密な隷属下に生きるプロプリーの納める夫役は、恣意的で不定量な性格であった。それ故に史料はこれらの不自由民を、無休夫役につくセルヴィ *servi in perpetuo servitio* と称し、またその故にこそヘルはこれらの者を扶養しなければならない。これらの不自由民は、多くの土地領主制 [荘園] において不自由民中の多数派をなし、大抵は領主直営地 *curtis dominica* に隣接して家具付き・小地片付きの小屋をもっていた。かれらはこの領主直営地において、己れの身体所有者にして小地片の所有者宛てに連日・無休夫役 *servitium quotidianum, perpetuum* と称される恣意的に定められた夫役を果たしたのである。これら第二グループの不自由民は、教会グルントヘルシャフトにおいてフォークトの裁判権のもとに入った小屋住み農よりもずっと多く、主人の排他的な裁判権、裁判上の恣意に服したのである。M. ヴェリーストは、M. ブロックを批判して、このセルヴスが人頭税・結婚時貢租・死亡時貢租を支払ってはいないこと、こうした税が総じて不自由な起源をもつものではなく、かれらが解放されて (*manumissio*) 教会や領主の保護下に托身し、「より良い」権利状態に置かれて初めて、かかる税を支払ったに相違ないことを明らかにしている。ドイツに多数存在したプロプリーは、カロリング時代における、マンズの上に配置されていなかったマンキピウムの実際上の後裔と見做されるのである。この階層は、明らかに不自由民階級の社会的上昇過程の最も決定的な端緒であった。[ドイツ] 西部のヴィラエ *villae*、東部のヴィケ *wike* [と称さ

れた集落] における非農業的住人も、この階層に属し、かれらは盛期中世の都市市民層へと成長してゆく。ドイツで家人という特別な階級が形成されえたのは、政治的・国家的諸前提を度外視すれば、長距離の搬送や使者役に差し向けられるといった特別な夫役の指示をうけるのに相応しい、十分な可動性をもった広汎な階級が存したことに起因する。こうした可動性は、遠隔地商人も有しており、かれらはすくなくとも当初は、おそらくは主人の依頼で陸や海をこえた冒険旅行を企てたのであろう。我々の考察によれば、プロプリーの夫役は非常に多様であったが、時とともに漸次より自由的なそれへと変形していったようである。不自由マンズを耕し、これに課された週夫役を納める「自由人」は、長いあいだには己れの自由を主張できなくなり、すくなくとも社会的にはセルヴスと見做されるようになる。その理由は、手夫役は卑しき業と考えられていたからである。これに反して、可動的なプロプリーは、高い [評価を与えられるようになった] 特別な夫役、果敢な実行力、専門的能力や軍役をとおして、最もその低さを強調されていた「<sup>セルヴィトウス</sup> 奴僕身分」から、下級貴族たるエリートの地位や都市市民のもつ自由を取得する道を切り開くことができたのである。

#### IV [聖蠟貢納民・一円的体僕制・総括]

(エルザス所在の) エーベルスハイム修道院の年代記<sup>48)</sup>における1163年の項によると、シュトラブルク司教領のクルテース=フロンホーフ (荘園) の<sup>ファミリーア</sup>領民は、

1. 家人のファミリーア、これは軍事的ファミリーアとも称され、貴族的にして戦士的、自由な状態にほぼ比肩される者たちのファミリーア *familia ministerialis, quae etiam militaris directa dicitur, adeo nobilis et bellicosa, ut minirum liberae condicioni comparetur.* ,
2. 賃租貢納民にして従属民たちのファミリーア、申し分のない連中で己の法的状態に満足している者たちのファミリーア *familia censualis et obodiens, permagnifica et sui iuris*

contenta

### 3. 奴役と賃租を納める者たちのファミリーア familia servilis et censualis

[の三者] から編成されていた。これによって、聖界の大グルントヘルシャフト内に住み、荘園法に服するところの農業人口および非農業人口の[分類上の] 差異について、鮮明な画像が描かれてきた。しかし自由と不自由にかんする[これまで]にえられた] 画像には、通例「聖蠟貢納民」とも言い換えられる<sup>49)</sup>ファミリーア・ケンスアーリスという高められた階層について、まだ描ききれていないところがある。この階層は、カロリング<sup>セルヴイトゥス</sup>時代の奴僕身分から13世紀以降の新しい体僕制にいたる社会的発展過程の重要な中間段階にあたる人々である。聖蠟貢納民じたいは、自由人も不自由人も含まれる、単一ならざる存在であった。かれらの「自由」の指標は、奴僕が支払うことのなかった人頭税であった。13世紀以降に人頭税が奴僕身分、つまり一般的体僕身分の指標となったことこそ、この発展過程の前兆であった。これは、

(特に11/12世紀の) 奴僕がとりわけフランスにおいて奴僕的奴役 *servitia servilia* を払い除け、

(聖蠟) 貢納民に同化したことによって生じたものである。奴僕身分は、この場合、なるほど己れの汚点と法律上の意味を保ち続けはしたが、他方、己を聖蠟貢納民——従属性 *oboedientia* = 土地への隷属性と服従義務を内容として含んではいたが、この賃租の支払い者はファミリーアの同身分の仲間よりも社会的に上昇し、満足するにいたっている (*sui iuris contenta*) ——の「自由 *libertas*」から区別することが殆どできなくなっていた。これによって新しい統一的な階級が成立し、その「体僕法 *Leibrecht*」が中世末期から近代初期にかけて完成をみた。以前は土地領主ごとに異なる慣習と恣意のもとにあったものが、ローマ法学者の手で一般的法規範とされたのである。

こうした発展過程は、10世紀に始まる。それ自身かなりの数にのぼる不自由民は、[身分の異なる男女の] 通婚によって急速に増大する。なぜならば、通婚のもとでは子供らは法身分上、悪しき手に従うからである。自由人は「不自由マンス」

を受け継ぎ、そのことによって社会的に下落する。ハンガリー人の侵入という暴力行為がこの過程に都合のよい前提を創りだした。つまり[この混乱のなかで] 私領主は、自由人を国王の裁判権や伯のそれから切り離し、己の領主権のもとに従属させていったのである。

11世紀になると、セルヴスを寄進して賃租貢納民の状態とした結果、教会の自由な賃租貢納民が増大するという事態がみられたが、不自由民の増大という展開過程は、これによって減速させられはしたが、止められることはなかった。11世紀頃から12世紀にかけて、フランスでは、自由への解放、より正確に言えば[ある負担からの] 解放の運動が展開されたが、これは前段に述べた[不自由民の増大という] 事態に比肩しうるものではない。12世紀の経済的発展は、ドイツでも不自由身分と不自由な夫役の緩和に寄与したが、それでも奴僕身分は消滅しなかった。かくして14世紀の多数のグルントヘルシャフトでは、すべての賃租貢納民は不自由である(一円的体僕制)<sup>ローカルライプアイゲンシャフト</sup>。それというのも、体僕制の新しい概念が形成され、それが主人への緊密な隷属状態にある全ての人々に適用されたからである。

ドイツにおける夥しい数の聖蠟貢納民は、己れの「自由」= 紛れもない奴役からの自由の標識として、またかれらに保証された保護の承認料として、人頭税を支払い、さらにこれに加えてしばしば死亡時貢租と結婚時貢租をも支払った。かれらは肉体的な夫役納付からは解放されており、かれらの本性は祭壇への結びつきとフォークトからの完全な解放という点にあった。まさしくこうした貢租は、しかし、人格的かつ世襲的な従属 (*Erbuntertänigkeit*) のメルクマールとなる。12世紀以降のドイツの土地領主は、自分の体僕が人頭税(引き続き従属することの承認料としてマンシュトイエル、ライプフーン *Mannsteuer, Leibhuhn* [通例は貨幣ないし鶏や鶏卵]) を支払うことを条件に、他の領主の土地台帳に登録されることを許している<sup>50)</sup>。13世紀以降、身体につき所有されている者 *proprii de corpore* と呼ばれた、他の領主の土地台帳に登録された体僕は、他の土地

領主の領民（フランスの *hospites*—余所者）となったにも拘らず、かつての体僕領主に個人的な絆によって結びついたままであった。中世末期（？）以降、体僕領主の貨幣需要が増大するにおよんで、体僕は身代金を払って自由になることができた。中世末期から近代初頭の体僕法は、個人的・一円的・現実的、および自然的体僕〔の四者〕を区別している。一円的体僕は、裁判領主制や修道院フォークタイ〔守護職〕と結合させられ、あるいは土地領主制の属性となっている。自然的体僕は、隷属性というものが世襲され喪われることがない点を表現している。

体僕の裁判籍の改善が、古いスタイルの体僕制を克服していくうえでの重要な進展をもたらした。あらゆる階層のセルヴィは、カロリング時代には、私領主の無制限な処分権と裁判上の恣意に殆ど完全に曝され、それ故に国王＝国家との関係をもたなかったが、12世紀以降に四大犯罪ないし懲罰にかかわる高級裁判権、わけても流血裁判権が確立したことにもなって、通常の裁判管轄に編入され、生成しつつあった（領邦）国家と多くの点で結びつけられた。領邦国家は（バイエルンにおけるように）、この過程で流血裁判権を獲得し、その時点で土地領主権に介入して統治し始めた。社会的平準化は、不自由民が証言のために出廷することを許され、流血裁判が自由人・不自由民双方に妥当せしめられたという点で、準備されたものである。もっとも、軽い不法行為については、犯罪者の社会的身分に応じた階梯づけが保持されていた。中世末期から近代初頭にいたる発展過程にあって、体僕の法身分と社会的・経済的地位との間には大きな隔たりがあったので、〔重大犯罪と軽犯罪についての裁判〕制度がこのような形で生き永らえたのである<sup>51)</sup>。

ドイツとフランスの国民史・社会史にかんする包括的な一断面、およびその中世における基礎に関する比較史的概観を締め括るにあたって、次の諸点を確認しておく。

1. 不自由－体僕制は、ドイツとフランスというかつてのカロリング王国の地にあつては、フランク時代以降、強力な内的発展、それも

フランク王国の東と西では著しく異なった経過をたどる発展を体験している。

2. この際、ドイツの下層民はフランスにおけるそれよりもずっと長い間、多様なままであった。フランスでは、数のうえで（ドイツとは）異なる構造をもつ下層民諸階層の平準化が急速に進んだが、ドイツはこの故に二、三の特別な社会的発展を体験した。
3. 末期ローマのコロナトゥス制の要素がその内に息づく、体僕〔＝人身支配〕制と土地隷属性とは、互いにきわめて緊密な関係に立ちつつも決して同一ではない。
4. 「自由」は国王や国家と最も緊密な関連をもち、制度として植民者の自由や都市民の自由という類似した発展的形物をもたらした。
5. 「国王自由」——その担い手は社会的に下落した——と不自由や隷属性との間には、20世紀の人間にして国家公民たる我々がえてして考えてしまうような、天と地ほどの隔たりは存在しない。

だからこそ我々は「自由な不自由」について論じてきたのである。さらに考察されるべきは、下層民の在りかたに違いのあった社会構造がフランスとドイツの異なった国家的発展にどの範囲で影響を及ぼし、あるいはこれを規定したのかということである。抽象的諸概念が歴史を規定する力をもつことを体験している時代においては、個人の行為と社会的基層との関係、指導者層と下層民との関係が根本的に考察される必要がある。しかしそのためには然るべき知識が前提されなければならない。

#### 註解

ここに訳出した論文 K. Bosl, *Freiheit und Unfreiheit. Zur Entwicklung der Unterschichten in Deutschland und Frankreich während des Mittelalters.* は、1956年9月にウルムで開催された全ドイツ歴史家会議の席上でおこなわれた講演を基礎にしている。この講演録は、*Vierteljahresschrift für Sozial- und Wirtschafts-*



geschichte (『社会経済史季刊誌』) 44-3, 1957に掲載され、その後 K. Bosl, *Frühformen der Gesellschaft im mittelalterlichen Europa. Ausgewählte Beiträge zu einer Strukturanalyse der mittelalterlichen Welt.* S. 180-203. 1964. に再録され、さらに *Wege der Forschung.* Band 416, WBG, 1976. に収録されて、多くの読者の目に触れてきたものである。

本論文は、のちにボーズルによって発表される「中世“社会”における社会的流動性について」(1960年)、「ポータンスとパウペル」(1963年)や「中世社会の不自由」(1973年)、あるいは「いわゆる古ゲルマン部族法典と下層民の社会構造」(1975年)や「中世社会の基本構造としてのファミリーア」(1976年)——以上五論文は、平城照介・山田欣吾・三宅立監訳『カール・ボーズル ヨーロッパ社会の成立』東洋書林(2001年)に収められている——といった、より専門性の高い個別研究へ分岐していく前の、いわば源基とでも言うべき重要な出発点をなしたものである。

本論文の主眼は、

- ① 西欧中世の社会に二系列の「自由」——「古自由」「貴族的自由」「完全自由」と「国王自由」「開墾自由」「都市自由」——が存在したことを主張し、
- ② 後者の自由が多種多様な不自由のなかから生成してきたことと、それ故にこの自由が「不自由な自由」という特性を有したことを明らかにしつつ、
- ③ 西欧中世社会が体験したこの不自由民の社会的上昇というダイナミズムに、歴史的具體性をもたせること、

にあったと思われる。

①の「古自由」とは、誰かによって与えられたり許されたり認められたりした自由ではなく、貴族が古くから有した自由であり、誰からも制約を受けないという意味で完全自由とも呼びうるものであった。この自由の対極にあるものは、不自由＝隷属である。古代ギリシアの都市国家や共和制期のローマ、あるいは帝政期のローマ帝国でも、人間の法身分は自由か不自由＝隷属かのいずれか

であり、例外的に不自由民＝奴隷が解放されて半ば自由な身分に位置づけられることはあった。つまり、古代世界の身分構成は当初、二分法であり、それが半自由人とか被解放自由人と称される中間層が登場するに及んで、漸次三分法へと移行したのである。

② ボーズルを含む、いわゆる国王自由人学説の提唱者たちは、中世の西欧世界に、古代的にして貴族的な自由 *ingenitas* とは系列を異にする、与えられた自由、許された自由の存在、したがってまた制約を受ける自由＝「不自由な自由 *libera servitus = unfreie Freiheit*」の存在を主張した。法身分上の自由人の対極に位置づけられる多種多様な不自由民は、実態としては、マンキピウムとかアンキラ、セルヴス、ファミルス、プロプリウスなどと呼ばれた、人身を支配されていた人々であり、歴史学上、家人・奴僕・農奴・奴隷などと呼ばれる、有力者に臣従ないし従属・隷属した者たちである。かれらは、主人によって課された役務や課題の内容自体によって、あるいはまたその役割の完遂によって、重宝がられたり信認を得たりして自由の度合いを高め、あるいは軍事にかかわる役務の遂行の過程で、自由人と見なされて社会的上昇を果たした。かれらが結果として獲得した自由は、したがって上から許された自由であり、しかもなお種々の職務・役務・課題を負っていたがゆえに制約を受ける不自由な自由でもあったのである。

③ ローマ時代のコロヌスは民族大移動による混乱の過程で、有力な私領主に托身して従属度を深め、自由を喪失していった。侵入してきたゲルマン人は空いた土地や占取した土地に入植して屯田兵としての任務につき、ローマ系のコロヌスの上位に位置づけられた。彼らは防衛の任に就いたことで自由を得たのであり、フランク王権が強大であった間は、国家政策の中核をなしていた。しかし、やがてフランク王権の政策変更——国庫領・王領地の聖俗貴族への下賜とその見返りとしての封臣軍の召集——によって、かれら自由人は軍役を果たすことができなくなり、下賜された先の聖俗領主の従属民と化していった。軍役の代わ

りに代替金や貢租を支払い、やがて他の土地領民＝小屋住み農並みの賦役や貢租も納めるようになると、ここに国王自由人の身分は下落・消滅する。従属民は一般に、土地と家屋を与えられて小作農民として労働する結果、一面では耕作権を保証されて生きる糧を得ることはできたが、その代償に賦役や貢租を納め、農地に緊縛されて移転の自由を失うこととなったのである。

他方、特定の耕地を貸与されることなく、領主の館に住まわされて、領主の必要に応じて、恣意的に労働させられていた従属民＝体僕は、その賦役が不定量、無制限であっただけに、不自由の度合いはきわめて強いものがあった。この見返りとして彼らは領主による給養と扶養を受けた。耕地への緊縛がない分、かれらには可動性があり、運搬夫役・使者役・輜重役に駆り出され、あるいは商用の旅を命じられるなど、領主にとっては便利に使える存在であった。かれらが辿った街道も河川にかかる橋や港も、元来、国王の管轄下であり、通行税や関税、入市税の徴収も王権に発しており、遠隔地を行き来する商人たちへの保護や特権の授与も、少なくとも原理上は国王の専権事項であった。かれら不自由民が上記の職務の完遂によって自由を勝ち得て行ったのは、当然の成り行きでもあった。さらに、開墾地への入植にあたって、多くの不自由民に種々の特典や自由が国王によって与えられているが、これは、無主地が国王のものであるとの原則に発しており、さらに領主のもとを離脱して国王都市に逃げ込んだ不自由民に、一年と一日の後、自由が与えられたのは、主人をもたない者が国王の支配と保護（アイゲン）のもとに置かれるとの原則に由来するものであった。

従来、中世社会は諸身分が固定されていた停滞的な社会であるとの理解が一般的であったが、ボーズルは中世社会が自由人と不自由民を巻き込んだ法身分上の上昇と下降のダイナミズムに捉えられていたと主張する。かれは「不自由は、中世の社会的上昇運動にとっての貯水池であり、ドイツの家人という特別の階級もこの体僕のもつ差別化された不自由に由来し、やがて下級貴族にまで

立身出世する」として、こうした社会的上昇運動が下層民一般を広く捉え、それが支配層のなかにまで甚大な影響を及ぼしたことを論証している。

5世紀から15世紀に及ぶ長大な時空間の歴史を、自由人階層と不自由民層を捉えた上昇と下降のダイナミズムとして展開したボーズルは、この中世社会における不自由民のあり方がフランスとドイツではかなり異なること、この違いがその後の両国の国家的進展に大きな影響を及ぼしたことを論じるなど、雄大な比較史を展開している。

国王自由人学説は、翻訳文中にも散見されたように、「国王自由人」を旧来の古典学説にいう「一般自由人」と置き換える形で一般化しようとした。この試みは、しかし、若い世代の研究者たちの支持を得ることができなかった。また、1960年代後半以降、ドイツ史学界におけるナチズムに対する反省と自己批判の深化もあって、「国王自由」概念自体が否定的にみられるに至ったことは周知の事実である。筆者はしかし、この学説の当否、是非を含む評価については、ナチズム批判とは別の次元で議論されて然るべきだと考えている。幸いにして、ボーズルがこの論文で提起した自由の一類型としての国王自由や不自由民の社会的上昇運動などの問題は、現在では、世界の中世史学界の共通認識となっている。重要なことは、受容できるもの、評価できるものを純粹に学問的なレベルで、精査する姿勢を常に堅持することである。

#### 翻訳上の注記

1. 文中の“……”は、かぎ括弧「……」表記に、(……)は原著者が補ったものであり、そのまま(……)表記にした。
2. 原文中のイタリック体表記は太字表記にした。
3. ラテン語表記は訳語を付した後に原語・原文を付記した。但し使用頻度の高い語は、訳語に振り仮名を付ける形式をとった。
4. 原注は、Wege der Forschung 版によった。
5. 翻訳者補注は訳文中の[……]内に表記した。

## 原注

- <sup>1)</sup> [自由と不自由] と同じようによく用いられる対句で、時代によって意味内容の異なる概念にポータンスとパウペレスがある。
- <sup>2)</sup> ed. H. Bresslau (1915) in *Scr. rer. Germ.* S.40 (zu 1027).
- <sup>3)</sup> Vgl. O. Brunner, *Land und Herrschaft* (1959).
- <sup>4)</sup> Sallustius, *Catilina*, 33, 4. からの引用。「良き人 *vir bonus*」とは国家と社会にあって声望のあるローマ人の理念型である。
- <sup>5)</sup> K. Pivec, *Servus und servitium in den frühmittelalterlichen Salzburger Quellen*, *Festschrift f. H. Steinacker* (1956) は、セルヴスについて可能なかぎり多様な解釈を極端な形で示しており、セルヴスを自由な軍事的封臣であるとする解釈には賛意を表しかねる。
- <sup>6)</sup> Ch. E. Perrin, *Recherches sur la seigneurie rurale en Lorraine d'après les plus anciens censiers (IXe–XIIe siècle)* (1935); Ders., *Essai sur la fortune immobilière de la l'abbaye alsacienne de Marmoutier* (1935); Ders., *Les classes rurales et le régime seigneurial en France du début du IXe siècle à la fin du XIIe siècle* (1941); Ders., *La société rurale allemande du Xe au XIIIe siècle*, *Rev. Hist. de Droit fr. et étr.* 4e ser. 24e anné (1945), S.84–102; Ders., *Le servage en France et en Allemagne*, *Relazioni III* (1955), S.213–245.—Ph. Dollinger, *L'évolution des classes rurales en Bavière depuis la fin de l'époque Carolingienne jusque au milieu du XIIIe siècle* (1949). —M. Roblin, *Le territoire de Paris aux époques Gallo-Romaine et Franque. Peuplement et défrichement dans la civitas des Parisii* (1951). —M. Verriest, *Collections de documents anciens relatifs au Hainaut. Institutions médiévales* (1946)—これは、M. Bloch, *Les coliberti. Étude sur la formation de la classe servile*. *Rev. Hist.* 157 (1928) に対する批判をおこなっている—M. Duby, *La société aux XIeme et XII-*

*ème siècles dans la région maconnaise* (1953). —Th. Mayer, *Königtum und Gemeinfreiheit im frühen Mittelalter*, *DA VI* (1943), S.329–362; Ders., *Die Königsfreien und der Staat des frühen Mittelalters*, in: *Das Problem der Freiheit in der deutschen u. schweiz. Geschichte* (1955) S.7–56; Ders., *Die Bemerkungen u. Nachträge zum Problem der freien Bauern*, *Zs. f. württ. Ldg. XIII* (1954), S.46ff. —H. Dannenbauer, *Adel, Burg u. Herrschaft bei den Germanen*, *Hjb.* 61 (1941); Ders., *Bevölkerung und Besiedlung Alemanniens in der fränk. Zeit*. *Zs. f. württ. Ldg. XIII* (1954), S.12ff.; Ders., *Die Freien im karolingischen Heer*, *Festschr. Th. Mayer, I* (1954), S.49ff.; Ders., *Freigrafschaften und Freigerichte*, in: *Das Problem der Freiheit* (1955), S.57ff. —H. Klein, *Die bäuerlichen Leihen im Erzstift Salzburg*, *Mitt. d. Gesch. f. Salzburger Ldkde.* 69 (1929), S.145–168; Ders., *Die bäuerlichen Eigenleute des Erzstifts Salzburg im späteren MA*, *ebda.* 73 (1933), S.109–144; 74 (1934), S.1–77; Ders., *Hof, Hube, Viertelacker*, *MÖJG* 54 (1942), S.17–31. —O. Brunner, *Land u. Herrschaft* (1959); Ders., *Neue Wege der Sozialgeschichte* (1956). —W. Schlesinger, *Die Entstehung der Landesherrschaft* (1964); Ders., *Herrschaft und Gefolgschaft in der germanisch-deutschen Verfassungsgeschichte*, *HZ* 176 (1953), S.225–275. —J. Werner, *Zur Entstehung der Reihengräberzivilisation*. *Archaeologia geographica I* (1950). —F. Lütge, *Die Agrarverfassung des frühen Mittelalters im mitteleuropäischen Raum vornehmlich in der Karolingerzeit* (1937); Ders., *Die mitteleuropäische Grundherrschaft* (1934); Ders., *Die bayerische Grundherrschaft* (1949). —K. Bosl, *Vorstufen der deutschen Königsdienstmannschaft*, *VSWG* 39 (1952), S.193ff.; Ders., *Lehnrecht und Dienstrecht*, *Studien z. mal. Lehnswesen* (1960), S.51–94.

<sup>7)</sup> ヴァルター・フォン・デア・フォーゲルヴァイ

デの門下生で騎士身分の詩人ラインマール・フォン・ツヴェーターは、ラインラント生まれでオーストリア育ち、(1220-1245年にかけて)ボヘミアの宮廷で活動した。彼はかかる騎士階級内の身分上の相違を辛辣に表現し、騎士の理想像のうちに均衡を図ろうと試みている。「自由な生まれの領主がいる／奴僕ではあるが封臣、騎士である者がいる／かてて加えて家人もいる／どこにも見られるように、驚くほど多数のその他の男女がいる。Eine herre von geburte frī/daz der ein dienstman, ein ritter/und ein knecht doch sī/darzuo ein eigenman, wie daz ge-/schehe, des wunder man noch wīp.」(Grimm's Wörterbuch II, 1860, Sp.1130).

<sup>8)</sup>Vgl. K. Bosl, Art.>Adel< im Sachwörterbuch zur deutsch. Geschichte. Von Franz u. Rössler, 1958, S.10-13 -O.Brunner, Die Freiheitsrechte der altständischen Gesellschaft, Festschr. f. Th. Mayer I(1954), S.293ff.

<sup>9)</sup>F. Ganshof, Feudalism(1952).

<sup>10)</sup>gwas=クネヒト, ローマの庇護民は臣従への托身 *commendatio in vassaticum*, 庇護への托身 *commendatio in mundoburd(i)um* [をこなっている]. Vgl. Formula Turonensis Nr.48=MG. Formulae(ed. Zeumer)158. -W. Kienast, Rechtsnatur und Anwendung der Mannschaft (*homagium*)in Deutschland während des MAs., Deutsche Landesreferate z. IV. Intern. Kongr. f. Rechtsvergleichung in Paris(1954), hrgb. v. E. Wolff, S.26-48.

<sup>11)</sup>H. Dannenbauer, Die Freien im karolingischen Heer, Festschr. f. Th. Mayer I(1954), S.49ff.; Paraveredus-Pferd, ZRG. GA 71(1954), S.55ff.; Freigrafchaften u. Freigerichte, in: Das Problem der Freiheit(1955), S.57ff.

<sup>12)</sup>H. Strahm, Stadtluft macht frei, in: Das Problem der Freiheit(1955)S.103ff.

<sup>13)</sup>K. Bosl, Artikel>Freiheit<, >Friede<, in Sachwb. z. dtsh. Gesch. Sp. 295-297, 303-305.

<sup>14)</sup>「自由な不自由 *libera servitus*」という表現は、(Widemann 編纂の) [ホッホシュティフト]レーゲンスブルクの寄進帳のうち、11/12世紀に属する Nr.653, 684, 711, 859の各証書に見られるように、史料上の文言にもとづいているものである。もっともこれらの箇所ではバールシャルケンが扱われている。

<sup>15)</sup>W. シュレジンガーも口頭で認めたように、我々は勅令の発布を制度史や社会史の観点から考察すればするほど、勅令というものがプログラムを示すものであって、歴史的現実を物語るものではないとの印象を、ますます強くもつにいたる。ということは、勅令の史料的価値が問題となるのであり、この点については真摯な議論が必要である。

<sup>16)</sup>この点については差し当たり、W. Weizsäcker, Die Familia des Klosters St. Emmeran in Regensburg, VHO 92(1951), S.3-48. -Th. Mayer, Baar und Barschalken, MJÖG3(1954), S.143-156.Vgl, L. Hauptmann, Colonus, Barschalk u. Freimann, in:Wirtschaft u. Kultur, Festschr. f. A. Dopsch(1938), S.170ff.

<sup>17)</sup>F. Vercauteren, Le "Romanus" des sources franques. Rev. Belge XI(1932), S.77-88.-H. Dannenbauer, Die Rechtsstellung der Gallo-römer im fränkischen Reich, Welt a. Gesch. (1941), S.51-72.-M.Bloch, Un pseudoprob-lème; Le "Romanus" des lois franque, Rev. H. d. dr. fr. et etr. 24/5(1946/47), S.1-10.-Th. Mayer, D. Königsfreien u. d. Staat des MAs., a. a. O., S.25-35.

<sup>18)</sup>K. Bosl, Würzburg als Reichsbistum, Festschr. f. Th. Mayer I(1954), S.161ff. -J. Dienemann, Der Kult des hl. Kilian im 8. und 9. Jahrhundert(1955).

<sup>19)</sup>Ed. v. Steinmeyer, Die kleinen ahd. Sprachdenkmäler(1916), S.116ff. -Müllenhoff-Scherer-Steinmeyer, Denkmäler II. S.360ff. -A. Chroust, Monumenta Palaeographica I.5. Taf.10(1910)

<sup>20)</sup>W. Metz(ZRG. GA72,1955), S.185ff. は、この

- 解釈に賛同しているように思われる。
- <sup>21)</sup>かかる納税に関しては、W.Schlesinger, *Die Entstehung der Landesherrschaft*(1941).
- <sup>22)</sup>フランク人とランゴバルド人はこの制度を古典古代のローマ=ビザンツ国家から継承し、これをさらに国境域の守備・征服した旧国家領域の確保・開墾地の植民のために活用した。
- <sup>23)</sup>K. Bosl, *Bespr. v. G. Rothhoff, Studien z. Gesch. d. Reichsgutes in Niederlothringen u. Friesland während der sächsisch-salischen Kaiserzeit*(1953), in: *HZ* 182(1956), S.374ff.
- <sup>24)</sup>サルビアヌス・フォン・マルセイユ *Salvian von Marseille*(ed. Pauly *CSEL* 8:5, 7, 28; 5, 8, 389, 45) は、440年頃、『神の支配について *De gubernatione dei*』という著書のなかで、重税の故に自由な農民層が没落しており、農圃を捨てて有力者 *potentiores* の庇護民 (*dediticii, inquilini, servi*) となっていると書き記している。
- <sup>25)</sup>A. Segré, *The Byzantine Colonate, Traditio V* (1947).
- <sup>26)</sup>*Polyptyque de l'abbaye de Saint-Germain des Prés*, ed. Aug. Lagnon I(1886) u. II(1895).
- <sup>27)</sup>*Ausgabe von Guérard*.
- <sup>28)</sup>BM<sup>2</sup> 899,929.
- <sup>29)</sup>トリブタリウス *tributarius* とは、5世紀のサルヴィアヌス (*De gubernatione dei* 5, 8, 35) が記述しているように、古代の人々の理解では、納税者である。カッシオドルス *Cassiodor (Variae* 4, 14) は、(ユガチオとカピタチオという) 税が土地所有者によって支払われていたことを承知していた。テオドシウス帝が人頭税 (*humanae capitationis census*; これと、「自由」の指標としての中世における *census de capite* やケンプトン修道院の *census annu- alis ad publicum* を比較せよ!) を廃止した4世紀末のトラキアでは、トリブタリウスが土地に緊縛された奴僕となっており、かれらは自由ないしは自由移転権を喪失している。*Cod. Theod.* 11, 52, 1. 小土地所有者たるトリブタリウスは、徐々に土地に緊縛されえたと、また
- 実際そうなのであるが、それでもかれらは自由人であり、他のローマ市民と婚姻を取り結び、市民権の全てを有した。土地台帳に記載されたコロヌス (=土地に緊縛された借地農民) は、土地所有者ではなかったので税を支払うことはなく、地代=小作料 *Pachtschilling* を支払ったにすぎない。コロヌスに割り当てられた小地片は、家族・家畜や設備ともども主人のものであった。彼は婚姻権をもたず、自由身分といわんよりは奴隷 (*スクラーベ*) であった。シドニウス・アポリナリス *Sidonius Apollinaris (Ep.V, 19, 2)* の叙述では、トリブタリウスとコロヌス *colonus adscripticius* は一体のものとされている。
- <sup>30)</sup>ここは城塞があり、ツェント管区の中核地で古い教区教会があったところ。
- <sup>31)</sup>*MG. Cap. I*(1883), ed. Boretius Nr.33u.34.これに関しては A. Eckhardt, *Die Capitularia missorum specialia von 802*, *DA* 12(1956), S.498-516.という優れた研究がある。
- <sup>32)</sup>*MG. SS. I*(1826) S.38. Katz, *Annalium Laureshamensium editio emendata*(1889), S.45
- <sup>33)</sup>「パウベレス」という概念の内容や多様な史料中における用例に関する研究が欠けていることに気付かれると思う。本文引用箇所におけるパウベレスという語は、[あわれな、とか見すほらしい、といった] 広く用いられる人間的意味内容より、むしろ社会学的-動態的意味内容を明らかに表わしている。K. Bosl, *Potens und Pauper, Frühformen*.
- <sup>34)</sup>テオドール・マイヤーは正當にも、ホステイリキウムの義務をもつ国王自由人が大量に教会へ下賜されたこと、10/11世紀になお帝国教会の多くが出軍義務を負っていた主たる理由はその下賜に起因すること、に注意を喚起した。K. Bosl, *Würzburg als Reichsbistum*, を参照せよ。
- <sup>35)</sup>Vgl. H. Büttner, *Die Anfänge des Walserrechtes im Wallis*, in: *Problem der Freiheit* (1955), S.89ff.
- <sup>36)</sup>Th. Mayer, *Die Ausbildung der Grundlagen*

- des modernen Staates im hohen Mittelalter, HZ 159(1939)S.457-487; Ders., Bemerkungen und Nachträge zum Problem des freien Bauern. Zs. f. württ. Ldg. XIII(1954), S.46ff.
- <sup>37)</sup> F. Rörig, "Luft macht eigen", Festg. f. G. Seeliger(1920).
- <sup>38)</sup> K. A. Kroeschell, Rodungssiedlung und Stadtgründung. Ländliches u. städtisches Hagenrecht, Bl. f. dtische. Ldg.91(1954), S.53-73.
- <sup>39)</sup> H. Mitteis, Über den Rechtsgrund des Satzes "Stadtluft macht frei", Festschr. f. E. E. Stengel(1952). 全般的には W. Schlesinger, Burg und Stadt, Festschr. f. Th. Mayer I(1954), S.97-150. を参照のこと。
- <sup>40)</sup> O. Herding, Leibbuch, Leibrecht, Leiherrschaft im Herzogtum Württemberg, Zs. f. württ. Ldg. XI(1952), S.157-188.
- <sup>41)</sup> H. Strahm, Stadtluft macht frei, in : Das Problem der Freiheit(1955), S.103-122; Ders., Mittelalterliche Stadtfreiheit, Schweiz. Beitr. z. allg. Gesch.5(1948), S.77-113.
- <sup>42)</sup> K. Bosl, Die alte deutsche Freiheit, Unser Geschichtsbild 2(1955), S.5-20.
- <sup>43)</sup> Vgl. K. Bosl, Lehnrecht und Dienstrecht, Anm.6.を見よ。
- <sup>44)</sup> Barrow, The slavery in the Roman Empire (1928). -M. Rostovzeff, Gesellschaft und Wirtschaft im römischen Kaiserreich(deutsch von L. Wickert), 2Bde.(1929); Ders., Studien zur Geschichte des römischen Kolonats (1910). -A. Segré, The Byzantine Colonate, Traditio V(1947), S.103-133. -A. Grenier, Economical survey of the Roman Empire III (1937), S.146ff. -H. Nesselhauf, Die spätrömische Verwaltung der gallisch-germanischen Länder, Berlin. Ak.(1938)Nr.2. -H. Aubin, Die wirtschaftliche Entwicklung des römischen Deutschland, HZ 141(1930), S.1 ff.; Ders., Vom Absterben des antiken Lebens im Frühmittelalter, Antike u. Abendland 3(1948), S.88ff.
- <sup>45)</sup> K. F. Strohecker, Der senatorische Adel in Gallien(1943).
- <sup>46)</sup> F. Lot, Les invasions germaniques. La pénétration mutuelle du monde barbare et du monde romain(1953). -H. Büttner, Die Franken und Frankreich, ZGORh. NF.51(1938), S.561ff.
- <sup>47)</sup> K. Hauck, Geblütsheiligkeit, Liber floridus, Festschr. f. P. Lehmann(1950), S.187-240. の該当箇所を参照せよ。
- <sup>48)</sup> MG. SS. XXIII. S.432ff.
- <sup>49)</sup> A. Dopsch, Herrschaft und Bauer in der deutschen Kaiserzeit. Untersuchungen zur Agrar- und Sozialgeschichte des hohen Mittelalters (1939). これについては特に K. S. Bader, Bauernrecht und Bauernfreiheit im späteren Mittelalter, HJb.61(1941), S.72-87.を参照せよ。
- <sup>50)</sup> ザルツブルク [の土地台帳] ではそれ故 Freisatzones, Freisassen と称されていた。H. Klein, Die Salzburger Freisassen, in: Das Problem der Freiheit(1955), S.77-88; Ders., Die bäuerlichen Eigenleute des Erzstifts Salzburg im späteren Mittelalter, a. a. O. クラインの研究は, この問題について今日我々が利用できる最良の成果に属するものである。
- <sup>51)</sup> Vgl. G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg, 2 Bde., 1934/5, 21957.

## **Annotate and Translation from Karl Bosl's monograph “Freiheit und Unfreiheit – Zur Entwicklung der Unterschichten in Deutschland und Frankreich während des Mittelalters –.”**

YOSHINOBU MORI

*School of Social Information Studies, Otsuma women's University*

### **Abstract**

An Antithesis “freedom and unfreedom” is very important for understanding of the ancient and medieval European society. In the medieval law–documents “freeman” was called “ingenuus”, “liber” or “freier Bauer”. And a narrative historical material of 11<sup>th</sup> century distinguished between ① time–honored, aristocratic freedom, ② freedom under a king's protection, ③ freedom in exchangeable for a life and ④ freedom of self decision–making. We can interpret ① as social freedom, ② as political freedom, ③ and ④ as ideal freedom.

The Frankish Kingship in the pioneer period gave freedom to the military settlers who settled in the boundaries of the Kingdom. K. Bosl calls them “king's freemen”, and regards their freedom as something like the above ②. But the king's freemen were not allowed to move freely, because they had to protect the border. In 9<sup>th</sup> and 10<sup>th</sup> century, they fell down in status of the manor–serf after the self–donation to a church or monastery.

On the other side, the medieval documents gave to the unfree dependents such variety–names as servus, mancipium, ancilla, famulus, collibertus, proprius de corpore, Eigenmann, Knecht, Schalk etc. Socially there could be great differences among them. The landless unfreemen were obliged to do their master unlimited service. By Bosl's opinion, in the high medieval period, they were authorized to gain freedom by having performed their duties, for example, to settle into unplowed land, to act as a messenger– or transport–function. Further, a serf who ran away his master of the manor and seeked shelter in a king's city, could be judged as a free citizen after one year and one day. Thus the mass of the unfreemen could have risen socially.

Needless to say, that freedom was not so limitless as the above ①, but could be described as “unfree freedom” or “free unfreedom”.

Following Bosl's opinion, the heigh or low progression of this dynamic movement should have affected the development or the destiny of modern France and Germany.

### **Key Words** (キーワード)

colonus (コロヌス), Freiheit=Freedom (自由), Grundhörigkeit (土地隷属性), Königsfreiheit (国王自由), Königsdienst (国王勤務), Kopfzins (人頭税), Leibeigenschaft (人身支配/体僕制), mancipium (マンキピウム/奴隷), Servitium (奴役), servus (奴僕), Unfreiheit=Unfreedom (不自由)